

農業試験場等跡地利用検討協議会設置要綱

(設 置)

第1条 農業試験場や林業指導センターの跡地利用の検討を進めるに当たり、山口市の意向を的確かつ十分に反映するため、県と山口市による農業試験場等跡地利用検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会では、次の事項について協議する。

- (1) 跡地の利活用方策の検討に関すること。
- (2) その他跡地利用に係る重要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副知事をもって充て、協議会を総括する。
- 3 副会長は、副市長をもって充て、会長を補佐する。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会 議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に会員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、県総務部次長をもって充て、幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会は、会長の命を受けて、検討に係る事務的な調整等に当たる。

(庶 務)

第6条 協議会の事務は、県総務部管財課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月23日から施行する。

別表1

【山口県】 総務部長、総合企画部長、農林水産部長、土木建築部長
【山口市】 総合政策部長、地域生活部長、商工振興部長、都市整備部長

別表2

【山口県】 管財課長、政策企画課長、デジタル政策課長、環境政策課長、長寿社会課長、障害者支援課長、こども政策課長、農林水産政策課長、監理課長、都市計画課長、住宅課長
【山口市】 総合政策部次長、総合政策部参事兼スマートシティ推進室長、デジタル推進課長、企画経営課長、協働推進課長、環境政策課長、高齢福祉課長、障がい福祉課長、こども未来課長、ふるさと産業振興課長、都市計画課長、都市整備課長、道路河川建設課長